「

第二条第五号の三の電波障害防止装置	6以上
第二条第五号の四の感電防止装置	8以上
第二条第五号の五のオフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置	
第二条第五号の六のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	

」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年六月二十三日から施行する。

（経過措置）

第二条　第二条による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第二条第五号の三、第五条第一項の表第五号の三の規定及び第三号様式（新規則第二条第五号の三の感電防止装置に係る部分に限る。）は、平成二十三年八月一日から適用する。

第三条　第二条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条第一項の表第三号の二、第五号の三及び第六号下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行われた認定（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える特定装置に係るものに限る。）は、平成二十八年六月二十二日までは、新規則第五条第一項の表第三号の三、第五号の四及び第六号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

第四条　旧規則第五条第一項の表第三号の二、第五号の三及び第六号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定（前条に規定するものを除く。）は、新規則第五条第一項の表第三号の二、第五号の五及び第六号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

第五条　旧規則第五条第一項の表第十八号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定は、新規則第五条第一項の表第十八号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

告　示

○農林水産省告示第千百九十九号

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十六号）、家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百七十号）及び家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年農林水産省令第三十八号）の施行に伴い、へい殺畜等手当金等交付規程（昭和三十二年二月十一日農林省告示第百十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

第一条及び第二条を次のように改める。

（趣旨）

第一条　この規程は、手当金等（家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号。以下「法」という。）第五十八条第一項の手当金及び同条第二項の特別手当金をいう。以下同じ。）及び補償金等（法第六十条の二第一項の規定による補償金及び家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号。以下「令」という。）第十条第四項の規定による交付金をいう。以下同じ。）の交付及び概算払並びに焼却埋却費交付金（法第五十九条及び第六十条の二第二項の規定による交付金をいう。以下同じ。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この規程において「へい殺畜等」とは、法第五十八条第一項各号に掲げる動物又は物品をいう。

2　この規程において「指定家畜」とは、法第十七条の二第一項の指定家畜をいう。

第三条に見出しとして「（申請書等）」を付し、同条第一項中「交付金」を「焼却埋却費交付金（指定家畜に係るものを除く。）」に、「（以下「申請書」という。）を」を「を、補償金等の交付を受けようとする者若しくは焼却埋却費交付金（指定家畜に係るものに限る。）の交付を受けようとする者又はその両方の交付を受けようとする者は、別記様式第二号による申請書を、それぞれ」に改め、同条第二項中「手当金等に」を「手当金等及び補償金等に」に、「別記様式第一号の二」を「別記様式第三号」に、「（以下「概算払申請書」という。）を」を「を、補償金等の概算払を受けようとする者は、別記様式第四号による概算払申請書を、それぞれ」に改め、同条第四項中「適正化法施行令」を「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。以下「適正化法施行令」という。）」に、「交付規則」を「農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号。以下「交付規則」という。）」に、「申請書」を「第一項の申請書、第二項の概算払申請書又は第三項の申請書（以下「申請書等」という。）」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、「手当金等」の下に「又は補償金等」を、「者は、」の下に「同項の」を加え、「、申請書」を「、第一項の申請書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定により手当金等又は補償金等の概算払を受けようとする者が併せて焼却埋却費交付金の交付を受けようとするときは、第一項の規定にかかわらず、前項の概算払申請書に当該焼却埋却費交付金の申請額を記載したもの又は別記様式第五号による申請書を都道府県知事を経由して提出することができる。

第五条を削る。

第四条に見出しとして「（焼却埋却費交付金の交付の申請に係る添付書類）」を付し、同条第一項中「交付金」を「焼却埋却費交付金」に、「申請書」を「申請書等」に、「別記様式第二号又は別記様式第三号」を「別記様式第七号又は別記様式第八号」に改め、同条第二項中「申請書」を「申請書等」に改め、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

（補償金等の交付の申請に係る添付書類）

第四条　補償金等の交付を受けようとする者は、前条第一項の申請書（補償金等の交付に係るものに限る。）に法第十七条の二第五項の規定による命令の日からその所有する指定家畜が殺された日までに要した飼料費その他の当該指定家畜の飼養に要した費用の額についての都道府県知事の証明書（別記様式第六号）を添付しなければならない。

第六条を次のように改める。

（評価意見具申書等）

第六条　都道府県知事は、第三条第一項の申請書（手当金等の交付に係るものに限る。）を農林水産大臣に進達する場合には当該申請に係るへい殺畜等の評価額に関する法第五十八条第四項の意見を記載した評価意見具申書（別記様式第九号から別記様式第十一号まで）を当該申請書に、第三条第一項の申請書（補償金等の交付に係るものに限る。）を農林水産大臣に進達する場合には当該申請に係る指定家畜の評価額に関する令第十条第二項の意見を記載した評価意見具申書（別記様式第十二号）を当該申請書に、それぞれ添付するものとする。